

記載要領等

- 1 記入したすべての技術者について、国家資格等を証する書類の写し及び雇用関係を証する書類を添付してください。
なお、実務経験による技術者については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書においてその他技術者として認定されている場合のみ登録することができます。その場合においては、上記申請時に提出した技術職員名簿の写しを添付してください。
※解体工事の技術者として登録できるのは、平成 28 年 6 月 1 日以降に解体工事に必要な資格を取得した技術者のみです。ご注意ください。
(詳細については、国土交通省の「建設業者の皆様へ 建設業許可等に係る改正事項について」をご覧ください。)
- 2 主監区分欄は、次のコードにより記載して下さい。
・ 主任技術者 0 ・ 監理技術者 1
- 3 監理技術者証番号欄には番号を記入するとともに、一般財団法人建設業技術者センター発行の監理技術者資格者証及び一般財団法人建設業振興基金発行の監理技術者講習終了証の写しを添付してください。
- 4 保有する国家資格欄は、別紙のコード番号により記載して下さい。
- 5 記載欄が不足する場合は、この用紙をコピーのうえ記入して下さい。
- 6 技術者に変更及び抹消が生じた場合は、電子入札システムにおいて変更申請を行ってください。